○千葉市ハーモニープラザ設置管理条例

平成１１年９月２４日

条例第３３号

（設置）

第１条　本市は、社会福祉の増進並びに男女共同参画社会の形成及びコミュニティ活動の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行う施設として、次のとおり千葉市ハーモニープラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 千葉市ハーモニープラザ | 千葉市中央区千葉寺町１２０８番地２ |

（施設）

第２条　プラザは、次に掲げる施設をもって構成する。

（１）障害者福祉センター

（２）障害者相談センター

（３）社会福祉研修センター

（４）男女共同参画センター

（５）中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館

（６）前各号に掲げるもののほか、次条の事業を行うために必要な施設

２　プラザは、前項に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、総合施設として有機的に運営されなければならない。

３　第１項第２号に掲げる施設については、千葉市障害者相談センター条例（平成６年千葉市条例第９号）に定めるところによる。

４　第１項第５号に掲げる施設については、千葉市コミュニティセンター設置管理条例（昭和５４年千葉市条例第５号）に定めるところによる。

　（事業）

第３条　プラザは、次に掲げる事業を行う。

（１）社会福祉に関する情報の収集及び提供、相談並びに研修に関すること。

（２）障害者の機能訓練、社会適応能力の向上並びに健康の維持及び増進に関すること。

（３）男女の自立と対等な社会参画に関する調査研究、情報の収集及び提供、相談、研修、学習の機会の提供並びに交流支援に関すること。

（４）コミュニティ活動の振興に関すること。

（５）前各号に掲げるもののほか、プラザの設置目的達成のために必要な事業

　（指定管理者による管理）

第４条　プラザ（障害者相談センター及び中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館を除く。以下同じ。）の管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

　（業務の範囲）

第５条　指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

（１）第３条第１号から第３号まで及び第５号に掲げる事業の実施に関する業務

（２）次条第１項に規定する使用の許可及び第８条の規定による使用の制限等に関する業務

（３）第１２条第１項に規定する施設の変更の承認及び同条第２項に規定する原状の回復に係る指示に関する業務

（４）プラザの維持管理に関する業務

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

　（使用の許可）

第６条　プラザの施設のうち、障害者福祉センターの多目的ホール及び屋外スポーツ広場を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　指定管理者は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項の使用の許可に条件を付することができる。

　（使用の不許可）

第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第１項の許可をしないものとする。

（１）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

（２）プラザの施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の利益になるとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

　（使用の制限等）

第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を制限し、若しくは停止し、第６条第１項の許可を取り消し、又はプラザからの退去を命ずることができる。

（１）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（２）偽りその他不正の手段により第６条第１項の許可を受けた事実が明らかになったとき。

（３）第６条第１項の許可に付した条件に違反したとき。

（４）前条第１号から第３号までに規定する使用不許可の事由が発生したとき。

（５）プラザの管理の業務に従事する者の管理上の指示に従わないとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。

　（意見の聴取）

第８条の２　指定管理者は、必要があると認めるときは、第７条第３号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

２　市長は、前項の規定による求めがあったときは、第７条第３号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。

　（休館日）

第９条　プラザの休館日は、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日及び年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までの日）のほか、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定める日とする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を変更し、又は休館日以外の日に休館することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 休館日 |
| 障害者福祉センター | 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日） |
| 社会福祉研修センター | 日曜日及び土曜日 |
| 男女共同参画センター | 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日の翌日） |

２　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第２条第１項第３号及び第４号の施設を、前項に規定する休館日に開館することができる。

　（使用時間）

第１０条　プラザの使用時間は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、市長がプラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更することができる。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名 | 使用時間 |
| 障害者福祉センター | 午前９時から午後９時まで。日曜日にあっては、午前９時から午後５時１５分まで |
| 社会福祉研修センター | 午前９時から午後５時１５分まで |
| 男女共同参画センター | 午前９時から午後９時まで。日曜日にあっては、午前９時から午後５時１５分まで |

２　指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第２条第１項第３号及び第４号の施設を、前項に規定する使用時間以外の時間に開館することができる。

（使用権の譲渡等の禁止）

第１１条　第６条第１項の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

　（施設の変更の承認等）

第１２条　使用者は、プラザの施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

２　使用者は、前項の規定による承認を受けて原状を変更した場合において、その使用を終了したときは、指定管理者の指示に従い当該施設を原状に回復しなければならない。

　（指定管理者の指定の手続等）

第１３条　市長は、プラザの管理を適切かつ確実に行うことができると認める法人その他の団体を、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

２　市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するものとする。法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

３　前２項に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続に関し必要な事項は、規則で定める。

　（管理の基準）

第１４条　指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、プラザの管理を行わなければならない。

　（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成１１年規則第５８号で平成１１年１２月１日から施行）

２　千葉市障害者更生相談所条例（平成６年千葉市条例第９号）の一部を次のように改正する。

略

３　千葉市職員の特殊勤務手当支給条例（昭和３７年千葉市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

略

附　則（平成１３年７月３１日条例第３４号）

この条例は、平成１３年８月４日から施行する。

附　則（平成１７年９月２６日条例第５０号）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第１４条を第１８条とし、第１２条の次に２条を加える改正規定（第１６条に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の日前に市長がしたこの条例による改正前の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例第４条第１項の許可又は第１２条第１項の承認で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、同日においてこの条例による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例第４条に規定する指定管理者がした同条例第６条第１項の許可又は第１５条第１項の承認とみなす。

附　則（平成１９年３月１２日条例第７号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月１２日条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年１２月１６日条例第３５号）

この条例は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２２年９月８日条例第８８号）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第１６条の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例第１１条及び別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年３月８日条例第１４号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年１２月１９日条例第４１号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第８条、第９条、第１０条、第１１条、第１２条、第１３条、第１４条、第１５条、第１６条、第１８条、第１９条、第２０条、第２１条、第２２条、第２４条、第２５条、第２６条、第２８条、第２９条、第３２条、第３３条、第３４条、第３５条中千葉市都市公園条例別表第９の改正規定、第３７条及び附則第４項から第１２項までの規定は、公布の日から施行する。

（利用料金の経過措置）

２　第８条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２、第９条の規定による改正後の千葉市土気あすみが丘プラザ設置管理条例別表第２、第１１条の規定による改正後の千葉市民会館設置管理条例別表第１、第１３条の規定による改正後の千葉市文化センター設置管理条例別表第１、第１４条の規定による改正後の千葉市文化ホール設置管理条例別表第２、第１６条の規定による改正後の千葉市文化交流プラザ設置管理条例別表第１、第１８条の規定による改正後の千葉市スポーツ施設設置管理条例別表第２、第１９条の規定による改正後の千葉ポートアリーナ設置管理条例別表第１から別表第３まで、第２０条の規定による改正後の千葉市民ゴルフ場設置管理条例別表、第２１条の規定による改正後の千葉アイススケート場設置管理条例別表、第２２条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例別表第２、第２４条の規定による改正後の千葉市勤労市民プラザ設置管理条例別表第２、第２５条の規定による改正後の千葉市ビジネス支援センター設置管理条例別表第３、第２８条の規定による改正後の千葉市ふるさと農園設置管理条例別表、第２９条の規定による改正後の千葉市都市農業交流センター設置管理条例別表第３、第３２条の規定による改正後の千葉市生涯学設置管理条例別表第２、第３４条の規定による改正後の千葉マリンスタジアム設置管理条例別表、第３５条の規定による改正後の千葉市都市公園条例別表第９及び第３７条の規定による改正後の千葉市蘇我球技場条例別表の規定は、適用日以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月８日条例第６号）

１　この条例は、平成３２年４月１日から施行する。ただし、第２条中千葉市コミュニティセンター設置管理条例第１条第１項の表及び別表第１第１項第１号の表の改正規定、同項第２号の表の改正規定（「６６０円」を「６７０円」に、「６５０円」を「６６０円」に、「６４０円」を「６５０円」に、「６３０円」を「６４０円」に、「６７０円」を「６８０円」に、「３，１６０円」を「３，２１０円」に改める部分に限る。）並びに同項第号の表、同項第５号の表、同項４第６号の表、同項第７号の表、同項第８号の表、同項第９号の表、同項第１０号の表、同項第１１号の表、同項第１２号の表並びに別表第２第２項第２号アの表及び同号イの表の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例第１３条第１項の規定による指定管理者の指定の手続及び第２条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例附則第４項の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

３　第２条の規定による改正後の千葉市コミュニティセンター設置管理条例別表第２の規定（千葉市中央区蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館に係るものを除く。）は、平成３１年１０月１日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。